

8. 2001年の3月28日の法律149号

民法第1篇第8章並びに「未成年者の養子縁組および養育付託に関する規定」に関する1983年の5月4日の法律184号の改正（2001年4月26日官報96号掲載）
1983年の法律184号の表題は、「家庭におけるの権利」と改正する。

第1章 総則

第1条

1. 未成年者は、家庭のなかで、養育され、訓育される権利を有する。
2. 親権をを行使する両親又は片親の困窮状況は、家庭における未成年者の権利の行使の障害となることはありえない。この家庭の目的のために、支援と援助の措置が行われることを規定する。
3. 国、地方、自治体は、その権限の範囲で、自治に基づき、財源の範囲で、適切な措置により、未成年者がその家庭の中で養育され、遺棄を予防するために、危機状態にある核家族を支援する。更に、養育委託や養子縁組について世論を形成し、家族タイプ共同体の活動の支援を推進し、担当者のキャッチ・アップや準備のためのコースや未成年養子縁組や養育委託をする意図のある人々や家族のための準備講座や出会いの場を組織する。当該団体は、前項所定の活動の実施のために未成年者と家庭の保護の分野で活動する非営利の団体と契約を締結することが出来る。
4. 家庭が、未成年者を生育したり、徳育することが出来ない場合、本法所定の施設が適用される。
5. 家庭の中で、生活し、成長し、訓育される未成年者の権利は、性、民族、年齢、言語、宗教などによる差別なしに、また、未成年者の文化的アイデンティティについても、国の基本原則に反しない限り、保障されている。

第1章の2 未成年者の養育委託について

第2条

1. 第1条所定の支援と援助にもかかわらず、適切な家庭環境を、一時的に欠いている未成年者は、養育、訓育、教育及び必要とする情緒関係が保障されるために、家庭、出来れば未成年者のいる家庭、あるいは、独身者に、養育委託される。
2. 第1項所定の趣旨での委託が不可能の場合、出来るだけ当該家庭から近いところにある、家族的共同体、それが無い場合、公立または、私立の施設への未成年者の入所が認められる。6歳未満の未成年者の入所は、家族的共同体にのみ、なされる。
3. 緊急かつ必要な場合に、養育委託は、第1条第2項、第3項所定の関与なしに、処置することが出来る。

2. 施設への収容は、2006年12月31日までに、家庭への養育委託に代えられなければならない。それが不可能な場合には、家庭と類似する個人間の関係による、組織化により特徴づけられる家庭的共同体への入所が可能である。
3. 州は、権限の範囲及び国と州、並びにトレント及びボルサーノ自治州との間の常設会議により定められた基準に基づき、家族的共同体及び施設が備えなければならないサービスと援助の最低基準を定め、それらに関して定期的に検査する。

第3条

1. 家族的共同体および公私立の施設の法定代理人は、親権又は後見が阻止されているすべての場合に、後見人の指定がなされるまで、民法第1篇第10章第1節の規定にもとづき、養育委託された未成年者を後見する。
2. 第1項所定の場合に、未成年者受け入れから30日以内に、法定代理人は、後見人指定を申し立てなければならない。家族的共同体及び公私立の施設のために、たとえ無償でも、活動をする人々は、当該職務を行うことは出来ない。
3. 両親が、親権の行使を回復している場合、家族的共同体および公私立の施設は、後見判事に、その行使の範囲又は条件を定めることを申し立てる。

第4条

1. 家庭養育委託は、親権を行使する両親又は片親、あるいは後見人により予めなされた合意に基づき、12歳以上の未成年者に、それ以下であっても判断力を考慮してその意見を聴取して、地方社会福祉機関により、措置される。未成年者が居住する地の後見判事は、決定により、措置を行う。
2. 親権を行使する両親または片親あるいは後見人による同意を欠いている場合、未成年者裁判所が措置する。民法330条以下が適用される。
3. 家庭養育委託の措置には、養育親に認められる権限行使の方法と期間、未成年者と両親及びその他の家族構成員との関係を維持するための方法、特に、その理由が明示されなければならない。さらに、第1項若しくは第2項の趣旨でなされた措置に基づき、養育委託中、未成年者裁判所若しくは後見判事に、常に情報を提供する義務を有する監視と援助計画の責任を持つ地方社会福祉機関が、明示されなければならない。養育委託中の監視と援助計画の責任を持つ地方社会福祉機関は、遅滞なく、第1項若しくは第2項の趣旨でなされた措置に基づき、未成年者が居住する地の未成年者裁判所若しくは後見判事に、特に注目すべき事項を報告しなければならない。また、援助計画の進展、その継続期間、生来の家庭の困難の状況の展開などについて、6月毎に報告書を提出しなければならない。
4. 第3項所定の措置には、更に、生来の家庭への復帰に向けられた計画の全体について養育委託の継続期間が、明示されなければならない。この期間は、24月を

超えることは出来ないが、養育委託の終了が、未成年者を害する場合には、未成年者裁判所によって、延長することが出来る。

5. 生来の家庭の一時的困難の状況がなくなったり、養育委託の継続が未成年者を害する場合、未成年者の利益を評価して、養育委託を定めた当局の措置をもって、家庭養育委託は、終了する。
6. 後見判事は、定められた期間の経過後、若しくは、第 5 項所定の状況で、関係ある社会福祉機関及び、12 歳以上の未成年者に、それ以下であっても判断力を考慮してその意見を聴取して、権限をもつ未成年者裁判所に、未成年者の利益となる場合に、必要があれば、養子縁組を申請する。
7. 本条の規定は、矛盾しないかぎり、家庭的共同体、公私立の施設に入所している未成年者の場合にも、準用する。

第 5 条

1. 受託者は、未成年者を自己の元に受け入れ、民法 330 条及び 333 条の趣旨で言渡しがなされていない両親若しくは後見人の指示を考慮し、委託当局により定められた指令を遵守して、養育し、教育し、訓育しなければならない。矛盾しない限り、民法の 316 条の規定が、準用される。あらゆる場合に、受託者は、学校教育及び保健当局との通常の関係による親権から割譲された権限を行使する。受託者は、委託された未成年者に関する権能、養育委託、養子可能性について民事的措置がなされる場合、その意見が聴取されなければならない。
2. 社会福祉機関は、その権限の範囲で、判事の処置若しくは、そのケースの必要性に基づいて、心理的、訓育的支援を行い、また、地域のその他の組織の専門的力と受託者により示された家族的団体の力を使って、生来の家庭との関係を強化し、もっとも適切な方法により未成年者の家庭への復帰を促進する。
3. 第 1 項、及び第 2 項所定の規定は、矛盾しない限り、家庭的共同体若しくは公私立に收容されている未成年者の場合にも準用される。
4. 国、州、地方団体は、その権限の範囲で、関連予算の財制上の限度内で、養育委託家庭のために経済的援助と支援の方法をこうずる。

9. 統計

1) 少年裁判所による養育委託措置

西暦	家庭委託	施設またはグループホームへの委託	合計
1993	625	936	1561
1994	1097	1337	2434
1995	1052	1182	2234
1996	900	1244	2144
1997	922	1293	2215
1998	1029	1413	2442
1999	1177	1486	2663

2) 後見判事による養育委託措置

西暦	養育委託措置数	遺棄状態の未成年者の少年裁判所への移送数
1994	1626	68
1995	1043	72
1996	1039	84
1997	1085	88
1998	1312	89
1999	1259	92

3) 1999年の地方別養育委託数

	養育委託数	遺棄状態の未成年者の少年裁判所への移送数
北西部	357	13
北東部	255	4
中火部	322	40
南部	245	38
島部	80	1
合計	1259	92

一時的に遺棄状態にある子を生来の家庭に戻れるまで、保護するために、委託 (affidamento) の措置が行われる。親または後見人が、委託に合意している場合は、ソーシャル・ワーカーの発議により、後見判事の命令により行われる。合意がない場合は、少年裁判所が定めることになる。したがって、上記の1)の数字は、親または後見人の合意がない場合に少年裁判所でなされた養育委託のみであり、全養育委託の一部である。後見判事による養育委託は含まれていない。したがって、養育委託の総数は、1) + 2) である。孤児などの恒久的な遺棄状態にある子には、養育委託ではなく、ただちに、養子縁組手続のプロセスである養子縁組可能の措置、試験養育委託措置などが、少年裁判所によりなされる。なお、別居および離婚—正式には、民事婚の場合は婚姻の解消、教会婚の場合は、民法上の効果の停止と称する—の場合の子の処置についても、Affidamento が使われている。

別居、離婚の際の子の措置としての養育委託

別居の場合					
西暦	父へ	母へ	両方へ	その他	合計
1996	2303	38326	803	165	41597
1997	2156	39719	1226	211	43310
1998	2194	42319	1800	235	46548
1999	2226	43373	1888	218	47705
2000	2372	44421	4113	323	51229
離婚の場合					
1996	1033	12623	263	98	14017
1997	947	13512	330	87	14876
1998	949	13504	324	100	14877
1999	997	13872	365	108	15342
2000	1148	14907	1181	98	17334

試験養育委託：養子縁組のマッチングのための養育委託

試験養育委託措置数 (Provv.affidamento preadottivo)

西暦	国際養子縁組のための	国内養子縁組のための
1993	1992	710
1994	2434	614
1995	2503	864
1996	2088	1027
1997	2095	1141
1998	2615	943
1999	3123	1024

IV デンマークの里親制度（その2）

－運営の実態に対する里親や研究者からの批判－

湯沢 雍彦

1. まえおき

デンマークでは、2001年からの里親関連の法改正があったほか、2003年7月からは再度の改正案の施行が予定されている。家庭外ケアの児童数は、この6年間に増加して13,000人に達したこともあって、このところ、現在の里親制度運営の実態をめぐる論議が活発化している。本書の他の論稿とはいささか異なるトーンとなるが、当事者の発言として日本にも大いに参考になるところが多いので、その一部を、2002年5月から2003年1月までの新聞論調（おもにInternetavisen Jyllands Posten＝ユランス・ポステン紙＝発行部数が一番多い全国紙インターネット版、に掲載されたもの）から拾って、まとめ直したものを紹介する。

福祉の先進国といわれるデンマークではあるが、市民の目から見た裏側の実情は、まことに厳しいものがあることを率直に伝えている。

2. 主な問題点

（1）ソーシャルワーカーの介入が不十分

「社会支援法」(bistandsloven)にかわって2001年から「サービス法」(serviceloven)が施行されるようになったが、その38条には次のように規定がある。

「子どもが支援を必要としていると想定できるなら、……自治体（注：コムーネといい日本の市町村に当たる）はその子どもの状況が調査されるよう取り計らわなくてはならない。」

そこで、研究者グループがはじめて体系的な分析を行った。目的は、古い「社会支援法」から新しい「サービス法」への変更が自治体レベルでは実際にどのように行われたかを知ることであった。子どもに対して介入した900の事例を調べた結果について、社会研究所のモーエンス・ニュゴ・クリストファセンは次のように結論している。

「さまざまな処置の目的がそもそも何なのか、記録からはまったくわからないことが多い。家族にどんな問題があるのか、はっきり記されていない。そのため本当に必要な手段を取ることができない。担当者はわけがわからないまま進んでいるということだ。家族にとってもよく理解できないことになり、子どももおそらく間違った対応を受けているであろう。子どもが精神的な虐待を受けており、親がそれを望ましくない意味のないことだと考えていると子ども自身が感じている場合には、適切な処置は家族セラピーである。だが調査不足のせいで、家庭に実際の手助けを与えたり、家族の負担を軽減するという方法がとられてしまえば、子どもと親との関係は何も変わらずに終わる。

また、当該の家族は支援手段に関して限られた範囲でしか関わっていなかった。38条に

従うと、12歳を超える子どもと直接話をしなくてはならないのだが、実際にはそのうちの3分の1の子どもたちとしか話していない。さらに事例の28%では、単に書面で目標が定められただけであり、教育計画が作成されたのは15%にすぎない。」

社会福祉省のニーナ・エー・ハンセン女史は次のように語る。

「ソーシャルワーカーが状況についてまったく知らないのであれば、これは違法である。当然、決定を下すには何らかの根拠が必要であり、それから手段を講じることになる。けれどもどれだけ徹底的な状況調査が行われるべきかは、その事例がどれほど深刻であるかなど、多くの要因に依存する。」

これに対して、社会福祉大臣は、「この報告では『いいえ』と答えている場合でも担当者が子どもを調べた可能性はある。担当者たちは38条についての調査だと「解していなかったのかもしれない。だが半分近くがいいえと答えていることは、弁解の余地がなく非常に問題である」と語り、ソーシャルワーカーと家族の関係をもっと調べるべきだと望んでいる。

(2) 自治体は転居した子どもを裏切る

2001年1月からは法律により、支援が必要な子どもを持った家族が他の自治体に転居したとき、自治体は互いに連絡を取るという義務ができた。だが多くの自治体でそれが行われていない。法律が施行されて以来、当ユランスポステン新聞は無差別に選んだ24の自治体と話をしたが、そのうちの19の自治体では、支援が必要な子どもを持った家族が、転出する自治体に連絡せぬままに引っ越していた。その場合、典型的には、子どもが何の手助けも受けられないまま数ヵ月が経過し、それから保母あるいはだれかが子どもの問題にはじめて気づくことになる。

このような事例は、大きな社会的問題を抱えた家族に一番よく見られる、と複数のソーシャルワーカーが言う。多くの場合、親は虐待の問題を持っており、きちんと子どもの世話をすることができない状態である。例えば、子どもたちは必要な食事や衣服を与えられず、子どもたちだけに任されているというのが典型的である。

フレゼリクスボー県の児童相談所で困難な家族と日常的に接しているマリアン・ヘージン女史は次のように言う。

「子どもは見捨てられたという経験をすると、手助けしようとする大人に対しても信頼を失ってしまう。そして子どもの抱える問題はいつそう大きくなってしまふ。長い目で見ると、子どもは深刻な心理的問題を持つようになり、例えば将来親しい友人を持つことも異性と親しくなることも困難になっていく。マリアン・ヘージンの経験では、こうした子どもたちは最終的に虐待や犯罪に関わる危険が高い。」

オーベンローは、法律の要求するような連絡を受けないまま、困難な状況の子どもを受け入れた自治体の一つである。法律が施行されて以来、オーベンローは支援を必要とする子どもを約30人受け入れている。だが、前の自治体から情報が得られたのはその約3分の1

にすぎない。このほかに、まだ問題があると自治体の方で気づいていない子どももいるはずである。

自治体が義務を怠っていることに、児童問題委員会 (Børnesagens fællesråd) は怒りを覚えている。委員長のペーター・グレーウセン氏は社会福祉大臣に対し、この問題を訴えるつもりである。「自治体が法に従わないというのは、許されないことである。子どもたちの人生がかかった問題なのであるから」と彼は語る。

自治体全国連合会 (Kommunernes Landsforening、略称KL) もこの問題を深刻にとらえている。KLの社会および労働市場委員会の委員長であるヴァウン・リュウ・ニルセン氏は、全自治体に、法を守るようにとの要求を送るつもりだと言う。

「もしこの数字が全体を表しているなら、非常に満足できない状況である。仕事量は膨大である。とはいえ、それが法に違反することの言い訳にはならない。」

(3) 里親に対する監督指導はないに等しい

「監督など行われていないと言っています。」里親のピア・ハンセン、スヴェン・ハンセン夫妻は自治体との協力の難しさについて語り、厳しく批判する。

「自治体の新しい担当者が来るというので、里子について話ができるのを楽しみに、私たち夫妻はコーヒーとケーキを用意して待っていました。10年以上家に入出入りしている男子の里子がおおり、その子について新しい担当者に知ってもらいたいことは沢山あったのです。だが監督者であるその女性は、タクシーを降りるなり時計を見て40分だけと言い、帰りのタクシーもすぐに予約したのです。」

「私たちの話を聞くことに何の関心も持っていませんでした。いくつか質問しただけ、とても忙しそうにしていました」とハンセン夫人は語る。「私たちの話を聞こうともせず、子どもに会おうともせず、それで子どもをどうするか決めようとするのですから、呆れたものです」とハンセン夫人は顔をしかめる。

夫妻には成人した2人の子がおおり、そのほかに10歳と16歳の2人の子どもの里親になっている。夫妻は2人の里子に深い愛情を持っており、愛情をこめて子どもたちのことを語る。だが上の方の里子の扱いに関して自治体とのこれまでの経緯を語るとき、口調は一変してしまう。

「一言でいうなら『欲求不満』です。何度問い合わせても担当者から返答はなく、担当者は頻繁に変わり、皆忙しそうにしています。自治体がそもそも里親の経験や考え方に何の関心を示さず、自治体が何の監督作業も行わないことに、私たちは苛立ちます。」

「監督など行われていないと言っています。私たちがガラス瓶を持って喧嘩しようと、遠くに引っ越そうと、彼らはまったく関知しません。1年半もの間、まったく連絡がなかったこともあります。たいてい私たちの方から連絡して、見ていただく時間はあるかとたずねるのが普通になっています。彼らが愚かだとは思わないけれど、こういう決定を下す権限を持った人は、もっと知ろうとすべきではないかと思います」とハンセン夫人は語って

いる。

問題に取り組む姿勢を持ち、夫妻の経験に耳を傾けようとした優秀な担当者の中には、自治体とうまく協力し合えたこともあると、夫妻は語る。だがそれは例外的な場合で、自治体が夫妻の報告を真剣に受け取らないことの方が多いという。

例えば、自治体から突然連絡があり、男の子が夫妻のもとで過ごす時間を少なくすることに決定したという。それほど必要はないだろうと自治体が判断したからという理由で。「私たちからすれば、まさにその子が助けを必要としていた時期でした。その子の母親は精神的に大きな問題を抱えており、繰り返し自殺未遂をしていました。でも自治体は私たちから聞くまで、そのことを知りませんでした。私たちはそんな自治体が決定を下すことにとても不安を持ち、書面でそれを訴えたのです」と夫人は語る。

何度も問い合わせ、数ヶ月待たされてから、心配は無用という返事がきた。週末に預かった里子を実の親に引き渡すとき、親の酔っ払った姿を見て不安に思ったという経験を何度か持っていると言う。

(4) 里子の問題が一番後回しにされる

「たまたま二番目の里子が民間の里親団体から斡旋された子で、その団体も同じく問題解決、監督、連絡などを行うことになっています。こちらの民間団体は非常に熱心で、自治体とは雲泥の差があります。民間の里親団体は年に数回は連絡をとってくるうえ、こちらからもいつでも連絡できます。それに彼らは、私たちを共同作業のパートナーとして尊敬してくれています」とハンセン夫人は語っている。

またハンセン氏もこう語る。「民間団体のワーカーはプロといえます。この問題だけに集中している。一方、自治体ではたまたまその人が担当に当たったということなのです。」

他方、多くの自治体では里親や里子に関する仕事を十分にこなせるだけの時間も教育も、担当者には欠けている。そして担当者は頻繁に交替する。そのため、里子と里親の両方が失望させられている。

里親に子どもを預けるという問題を自治体はどう行っているか、その仕事ぶり対し、何人も専門家や実際に預かっている人たちが厳しい批判をしている。その一人はオールボ一大学のカーリン・キレダル女史で、研究者となる前に18年間里親制度と関わった経験をもつ人である。彼女はこう語っている。

「もしきちんと預けようとするのだったら、オフィスを出て、子どもや親、学校、祖父母と話さなくてはならない。一にも二にも外に出ることだ。でもほかに92も仕事を抱えているのだから、自治体の担当者は外に出かけることなどできない。預け先に電話をとって、空きはあるかと聞くだけで精一杯なのだ」

「子どもを預ける仕事というのは、訓練なしで誰にでもできることではない。そのための教育を受けた専門家にだけできることだ。だがソーシャルワーカーは万能家として養成されている。子どもを預けるという実に複雑な仕事にふさわしい教育をうけていないことが、

おぎなりの処置の原因だ」

ソーシャルワーカーのテレセ・メアセバク女史は、児童養護施設の「四季」の運営責任者である。

「この子どもたちは周囲の人の交代が激しく、疲れきっています。先日その一人が話してくれたところによると、自分の過去について百回も話しているが、誰も私の過去に関心をもってくれなかったと言う。人々は子どもをみじめな過去の状態のままにしておくので、将来もそんなに明るいものとはならないと示唆するだけです」とメアセバク女史は語った。

「職員が仕事の山に飲み込まれきちんとした仕事ができないという自治体も確かに存在する。そのような状況では、里親は一番後回しにされかねない。それゆえ、子どもを預けることを主たる職務とする特別なスタッフを自治体を持つことも重要である。だが残念なことに、すべての自治体がそのようなスタッフを持っているわけではない」と自治体全国連合会のコンサルタントであるヘンリック・スコウダル氏はこのように語り、「自治体は責任にこたえられるよう、もっと力を投入すべきだ。職員がこうした仕事をこなせるだけの適切な能力と資質をもつよう、責任を負うのは自治体の首長たちである。寄せられた批判のいくつかは深刻に受け止めざるを得ない」ことを強調している。

(5) 親族協議は子どもを助ける

アナという少女のケース。両親が離婚し、アナは父親と暮らしており、2週間毎の週末と休暇のときは母親のもとで過ごす。母親は、子ども時代虐待されたことがあり、母親によれば父親は飲酒のせいで定職につけないという。また母方の祖父母は、孫への訪問を父親が邪魔していると思っている。アナが不安定な状況におかれているのを見て、担任の先生が社会福祉局に連絡を取った。ソーシャルワーカーが調査し、双方の親族が暮らしぶりを変えなくてはならないと考え、アナの父親に親族協議を提案し、父親はそれに応じた。

役所の者ではない人が、中立の立場のコーディネーターとして参加し、父親とコーディネーターは、親族協議に誰を招くか等を考えた。アナと両親のほか、父方と母方の祖父母、母方のおば、おじ、父方のおば、父親の隣人、アナが親しい母親の友人2人、父親の新しい妻を招くことに決めた。

コーディネーターがそれぞれの人を訪ね、親族協議について説明し、父方の祖父母のもとで開かれる親族協議の場では、コーディネーターが主催者の役割をつとめた。親族協議の前に、親族はアナの父方のおばを進行役に、アナの母方のおばを発言者に選び、協議の最中や後にアナに安心を与える世話人として母親の友人たちを選んだ。

親族協議では、ソーシャルワーカーがアナの状況と、その改善の可能性について情報を提供した。双方の親族からの質問に答えた後、ソーシャルワーカーとコーディネーターは退場する。親族は共同で行動計画を作成し、文書にまとめた。主要な点は以下の通り。

「アナは引き続き父親のもとで暮らす。アナは祖父母などを好きなだけ訪ねることができる。その際父親の新しい妻がアナの送迎を引き受ける。父親はアルコール中毒治療を受

け、職業訓練コースに入る。もし父親の家で問題が生じたら、アナは母親の友人のところに住む。」

ソーシャルワーカーはこの計画を承認し、皆は4カ月後に再び親族協議を開くことにした。親族協議の最初の試みの報告書は、今後もこのようにして家族の問題を解決していくことができるという見込みを示唆している。

また、家族や友人たちは、つらい状況の子どもに対してもっと責任を取る意思も能力もあることを、報告書は伝えている。

調査対象となった40の親族協議では、平均10人の親族や友人が出席していた。大半の人は協議以前から子どものことを気にかけており、事例の92%で、行動計画がまとめられ、ソーシャルワーカーがそれを承認した。参加者はみな計画に賛成し結果に非常に満足している。両親、親族、友人、ソーシャルワーカーのだれもが、親族協議は子どもにより良い将来の展望を与えると判断している。

(6) 年齢にかかわらず子の声を聞くべき

社会福祉大臣は、02年秋にS F I（社会調査研究所）が行った調査の結果、子どもを家庭外に預けるという問題で、担当者が子ども自身の考えを聞くということがあまりに少なかったことが明らかとなったので、12歳という年齢制限をはずす法案を提出している。

この法案により、子どもと真剣に関わらせることを要求するようというサインを担当者に送りたい、と社会福祉大臣は考えている。

「自治体は子どもたちの意見を聞くことをあまりに疎かにしてきた。しかしこの状況は変えなくてはならない。年齢制限が取り外されるのは、自分が何を望みどうしたいかについて自分の考えを知らせるのに、12歳になっていなくてもよいという理由からである。子どもに直接たずねることで、別の見方も出てくるかもしれない。担当者が知り得ないようなことも子どもたちが語ってくれるかもしれない。子どもたちは相手というよりも、協力者となるべきである。その子どもが自分で態度をとれるほどに成熟しているかどうか、それは担当者が判断する。」

この提案は、児童委員会に肯定的に受け止められている。児童委員会は数年にわたって、子どもたちが親と一緒に住めなくなる場合など、これからどうなるのかということに、もっと子どもたちが影響を及ぼせるようになるべきだと願ってきた。

(7) 全体として

各種の論調の底を流れるものは、不幸な子どものケースにやみくもに不法に介入し、その後の面倒をほとんどみない自治体に対する強い不満である。とくに社会福祉大臣が、強く「子どもは親族を含めた家族の中にとどまるべき」との主張を繰り返しているのが注目される。

8つの自治体で2年間にわたって行われた親族協議が良い結果をもたらした経験を踏まえ、

社会福祉大臣のヘンリエッテ・ケア女史は次のように語っている。

「これまではすぐに自治体が関わったが、もっと親族の力を活用すべきである。親族や友人たちがもっと子どもに責任を持った方がよい。自治体が介入する前に、いわゆる親族協議を必須とすべきであり、親族以外の里親ではなく、例えば祖父母のもとに子どもを預ける場合があってもよいのではないか。子どもの将来にとって最良の解決を見出すために、親族や友人たちが集まって協議した方が、困難な状況におかれた家族を支えるネットワークが生まれやすくなる。8つの自治体の例では、親族協議を断念したケースはわずか8%にすぎなかった。

(以上の原文は、ユランス・ポステン紙の2002年5月23日、6月6日、6月12日、7月6日、10月16日、12月5日、2003年1月31日、2月1日の各版に掲載された。その翻訳は、東海大学助教授・福井信子氏に依頼した。)

V ベルギー（フランス語共同体）の里親制度

菊池 緑

A. 研究の目的

ベルギーは、首都ブリュッセルに欧州議会をもち、EC 諸国連合の中央に位置する他民族国家である。この国の児童福祉と里親制度の現状は、わが国ではあまり知られていない。今回の調査研究では、3つの言語別共同体からなる連邦体制をもつベルギーにおいて、特にフランス語共同体 *la Communauté française* における里親委託 *le placement familial* が、児童福祉 *l'aide à la jeunesse* の総合的施策においてどのように位置づけられ、どのような現状と課題を持っているのかを明らかにすることを目的とした。

B. 研究方法

上記の目的を果たすために、フランス語共同体の行政庁にある *Direction générale de l'aide à la jeunesse*（児童福祉総局、以下略して *DGAJ* とする）を訪ねて、*Service général d'expertise*（総合監査課）の主任、*D.Gevaert* 夫人及び *Service de gestion comptable famille d'accueil*（里親関連会計管理課）の *D.Toméé* 夫人に会ってフランス語共同体の児童福祉と里親制度について説明を求め、資料の提供を受けた。さらに、*Fédération des services de placement familial*（里親委託連合会、以下、連合会とする）の会長、*M.Dupont-Tytgat* 夫人と職員に会い、里親委託に関する実務と現状について説明を求め、関連資料の提供を受けた。これらの聞き取りと提供された資料、並びに連合会のホームページから得た情報を基に本稿を作成した。

I. フランス語共同体の児童福祉体制

1. 児童福祉に関する法律と規則

ベルギーの国土面積は、九州よりやや小さく、30,518 平方キロメートル、総人口は 10,192,264 人（1998 年統計）、うちドイツ語共同体を含むフランス語共同体地方の人口は 4,279,800 人、フラマン語共同体の人口は 5,912,000 人である。

ベルギーでは、現在、共同体における児童福祉をはじめとする社会福祉関係の諸制度を決定する権限は各共同体政府に委ねられている。

フランス語共同体の子どもと家族福祉を規定する法律と規則は、国連の児童の権利に関する条約、民法、1965 年の児童保護法（連邦法）、1991 年 3 月 4 日の児童援助に関するフランス語共同体政府のデクレ（以下では、1991 年のデクレとする）および 1999 年 3 月 15 日の児童福祉施設の認定と補助金授与の条件に関するフランス語共同体政府のアレテ（以下では、1999 年のアレテとする）である。

1991 年のデクレは、ベルギーが統一国家から連邦国家体制に変わった後、フランス語共同体政府が初めて制定した児童福祉法といえるもので、連邦法と並ぶ効力を持っている。

1999 年 3 月 15 日のアレテは 16 通のアレテから構成されている。これらは、1991 年のデクレの規定にもとづいて共同体の各種の児童福祉施設と相談機関の認定に関する一般的要件と個々の施設に関する個別的認可要件を定めている。また援助を受ける個々の児童への保護費と施設運営を助成する人権費など補助金授与の要件を定めている。

里親委託に関する規則は、その中の里親委託機関に関するアレテに認可要件として定められている。

上記の条約、法律及び規則に一貫して流れるテーマは、子どもの福祉にとっての家族の重要性であ

る。それゆえに子どもと家族の地域社会からの疎外化予防と子どもを現在の環境において援助するソーシャル・アクションが重要視されている。また子どもを家庭外に託置することを例外的措置と位置づけて、家庭外に措置された子どもを可能な限り早期に家庭に復帰させることが、すべてのサービス機関に課せられた任務としている。

1991年のデクレは、児童裁判所 *tribunale pour jeunesse* による強制措置の権限を制限し、行政当局の措置権を拡大する脱司法化を特徴としている。ベルギーでは、過去において児童の保護と援助に司法が深く関わってきた。また、子どもを家族から分離する期間の長期化傾向がみられ、その結果、事実上の親子関係を失う子どもが少なくなかった。この弊害が長く問題とされ、それを解決する方法として司法の介入を制限し、措置期限の短期化が図られた。制度的には、措置機関として児童援助当局（日本の児童相談所に相当）に加え、児童保護当局を行政組織として設置し、強制措置から行政措置に早期に切り替える仕組みを作り上げた。

家庭外に措置された子どもには、家族の再統合を目的とする援助プログラムが、家族らと話し合っ立てられ、実施されるようになった。家庭復帰後は、必要があれば、子どもと家族に対する教育援助を担う専門機関、なかでも“開放的環境における援助機関”（AMO）（共同体の認可団体）や“子育て支援センター”（COE）などを利用できる体制を整えている。また、これらの機関による短期の予防的里親委託も、措置機関の委任状なしに行えるようになった。

家庭復帰の困難な子どもには、家族との交流を支援しながら、自立に向けた援助が行われる一方、家族との交流のまったく失われた子どもやそれが望めない子どもには、恒久的に代替家族を与える目的で、認可された養子縁組機関による援助体制が整えられた。その目的で1991年のデクレは、養子縁組機関の認可に関する規定を定め、その運営指針を1991年7月19日のアレテに規定している。

2. 児童福祉の諸原則

(1) 特別援助を受ける権利

フランス語共同体政府は、デクレの定める措置機関の決定によって“特別援助”を受けられる子どもと家族をつぎのように規定した。

- ① 困難な状況にある児童及び親の義務を行使することが深刻に困難な状態にある者
- ② 児童の健康と安全が危険な状態にあるとき、あるいはその育成条件が、児童自身の行動又は子の家族あるいは子どもを現に育てている家族の行為によって損なわれているとき。（デクレ2条）

上記の①は、一言でいえば、社会的養護を必要としている子どもと家族である。②は、緊急保護を必要とする虐待を受けたあるいはその危険のある子ども又は非行や不適應の深刻にある子どもである。このような子どもは、“特別援助”を受ける権利がある。

特別援助の目的は、「子どもに人間の尊厳にかなう生活を享受させ、平等な機会を得られる条件のもとで、子どもの発達を援助することにある。」（デクレ3条）

この特別援助は、一般的援助とは区別されて、「一般的援助をより適切な形で補完し、補足するもの」と位置づけられている。一般的援助とは、子どもの誕生から自立するまでの間、利用者が誰でも申請によって受けられるものであるが、特別援助は、行政当局又は裁判所が決定し、共同体が保障するものである。

(2) 子どもと家族の権利

デクレでは、国連の児童の権利に関する条約、ヨーロッパ人権条約あるいは国際人権規約等で認められた子どもと家族の基本的権利を尊重し、それを児童福祉の理念と規則に取り入れている。具体的には、以下の権利が明示されている。特別援助を受ける権利（3条）、宗教的、哲学的及び政治的信条を尊重される権利（4条）、援助を受ける者がその権利と義務を知る権利（5条）、年齢・判断能力に応じて意見を聴かれる権利（6条）、14歳以上の子どもが自己に係わる援助の決定に意見を述べ、それに合意する権利、さらにその援助に協力する義務（7条）、居住施設にいる子どもが自ら選んだ者あるいは弁護士と交流する権利（12条）、措置機関から定期的に訪問調査を受ける権利（13条）、居住施

設や里親家庭で生活する子どもがこずかいを自分の通帳に受け取る権利（14条）、措置変更の理由と新しい環境を知る権利あるいはそれに合意する権利（15条）、保護者および14歳以上の子どもが措置決定に不服申立をする権利（37条）等である。これらの権利のうち、7条、15条および37条は、強制措置の場合、子どもの最善の利益を考慮して認められていない。

(3) 援助の優先順位

共同体は、個別的援助をおよそ次のような優先順位を与えられている。

- ・子ども自身の家庭と社会環境において子の発達を支援する。（デクレ9条）
- ・子どもの利益がそれを必要とするとき、家庭外に子を託置する。その場合、まず近親者または知人の受入れを優先し、それが不可能なとき、居住施設に入所させる。（デクレ39条）
- ・親および家族から遺棄された年少の子どもには、養子縁組が援助される。（デクレ41条）

(4) 家庭外託置について守るべき主な事項

里親委託又は居住施設で生活する子どもに対し、およそ以下の事項が考慮されている。

- ・児童に認められた諸権利を尊重し、その最善の利益を図る。（デクレ4条）
- ・地方行政当局の長（コンセイユ又はディレクター）による援助の提案には正当な理由がなければならぬ。措置決定の前に、当事者は、その年齢、健康状態、緊急性、または出頭放棄の理由がない限り、その意見が聴かれる。措置決定には、保護者又は14歳以上の子の書面による合意と援助への協力を必要とする。（デクレ6条、）
- ・措置機関から出される委任状 *mandat* には、措置された児童をフォローする目的、委託する理由、委託期限を明記する。（里親委託機関の認可と補助金に関するアレテ2条）
- ・措置期限は最長一年とする。その更新は再審査後に決定される（デクレ10条）。
- ・子の監護を委任されたサービス機関は、裁判所による制限がない限り、子とその家族の交流計画及びその頻度を定め、子を本来の生活環境に復帰させる目的で援助計画を実行する。（養護施設および里親委託機関の認可と補助金に関するアレテ各3条）
- ・コンセイユ又はディレクターは、年2回、措置した子どもを訪問調査する又はさせる。3歳未満の子どもには年4回の訪問調査をする又はさせる。（デクレ13条）

3. 行政組織

フランス語共同体の児童福祉に関する行政組織には次の五つの機関がある。

- ① 児童福祉総局 *Direction générale de l'aide à la jeunesse* : 1998年に創設。公的セクターと民間セクターの児童援助サービスを総合的に監督、支援、調整している。民間団体を認可し、行政サービスの長を任命する。各種の補助金(措置費)はここから支払われる。データ収集、統計資料の作成も行われている。
- ② 児童援助当局 *Service de l'aide à la jeunesse (SAJ)* : 司法管轄区内に常居所のある子どもと家族から相談を受け、保護者又は子どもの合意に基づいて援助を決定する児童福祉の中核機関。相談のほかに虐待通告も受ける。この機関には、ソーシャルワーク部、一般予防部および行政部があり、それを統括するのがコンセイユと呼ばれる公務員である。コンセイユは行政庁から任命されて、与えられた権限を独立的に行使している。
- ③ 児童保護当局 *Service de protection judiciaire (SPJ)* : ソーシャルワーク部と行政部から組織されている。それを統括しているのがディレクターと呼ばれる公務員で、ディレクターは行政庁から任命される。ディレクターはその権限を独立的に行使できる。その第一の任務は、児童判事の決定する強制措置を実行することである。ディレクターは、児童判事（少年裁判官）の委任状に基づいて、個々の援助に必要な費用を行政庁の基準の範囲で決定する。また、施設や里親に措置された児童を訪問調査する。さらに、児童裁判所の強制措置の期限が切れるとき、保護者と14歳以上の子どもの合意による新たな援助を決定する権限が与えられている。
- ④ 地区の児童福祉審議会 *Conseil arrondissement de l'aide à la jeunesse* :

この機関は、地区の一般的予防活動を監督し、企画し、予算を立てるなどの役割を担い、複数の支部を設置する権限を与えられている。青少年が寄り合える施設を設け、地域で相談を受け易くしている。委員には、児童援助に関する各種の機関の代表あるいは地域の有識者から選任され、更新可能な6年の任期で活動している。

⑤ 共同体の児童援助審議会 Conseil communautaire de l'aide à la jeunesse :

この機関は、共同体の児童援助を総合的に監督する機関であるが、その意見を具体的な形とする働きをしている。例えば、各種の児童福祉サービスの職員に共通する職業倫理綱要 Code de déontologie や児童援助の法律・実務の手引の作成等に関わっている。委員は、児童援助機関、司法機関、教育機関、各種の児童援助サービス、子どもの権利代表部などから選任され、更新可能な6年の任期で仕事をしている。

4 児童援助の管轄区 arrondissements

フランス語共同体は、13の司法管轄区 arrondissement judiciaire に区分して、児童の保護と援助を実施している。管轄区には、二つのタイプの行政措置機関がある。児童援助当局(SAJ)と児童保護当局 (SPJ)である。児童裁判所を構成する児童判事もそれぞれの区に指名されている。そのほか地区の児童援助審議会および児童保護と援助に協力する各種の施設と相談機関が設置されている。

措置機関： 下の表は、措置機関の配置状況を表すために、1999年度の各管轄区における児童援助当局と児童保護当局の職員体制と児童裁判所と控訴院の児童問題担当判事の配置状況を示したものである。児童援助当局には、コンセイユとその補佐、ソーシャルワーカーおよび事務職員が合わせて259人配置されている。児童保護当局には、198人の職員がいる。児童裁判所を主宰する児童判事は、児童保護当局を使って調査を行い、司法書類を作成している。控訴院には、児童専門の控訴判事は4人指名されている。この4人が全管轄区の援助措置に関する不服申立に対応している。

表1 フランス語共同体の司法管轄区の児童援助当局(SAJ)、児童保護当局 (SPJ)及び児童裁判所

司法管轄区	Service de l'Aide à la Jeunesse(SAJ)				Service de Protection Judiciaire (SPJ)			児童裁判所		
	Conseillers とその補佐	Section social & Section prevention	Section administrative	計	Directeurs とその補佐	Section sociale	Section administrative	児童 判事	控訴 判事	
13地区	職員数	職員数	職員数	計	職員数	職員数	職員数	計	数	数
Arlon	1	6	2	9	1	3	2	6	1	
Bruxelles	4	29	6	39	1	44	5	50	9	2
Charleroi	4	19	8	31	2	20	7	29	4	
Dinant	1	8	2	11	1	3	1	5	1	1
Huy	1	5	2	8	1	5	4	10	1	
Liege	3	37	6	46	2	22	3	27	4	1
Marche	2	6	1	9	1	4	1	6	1	
Mons	3	14	7	24	1	11	4	16	2	
Namur	2	10	4	16	1	10	4	15	2	
Neufchateau	1	6	2	9	1	4	1	6	1	
Nivelles	2	13	5	20	1	5	2	8	2	
Tournai	2	13	7	22	1	7	5	13	2	
Verviers	1	10	4	15	1	5	1	7	1	
total	27	176	56	259	15	143	40	198	31	4

資料：SAJ と SPJ のデータは、Rapport d'activités de la DGAJ, 1999, P.12 による。

児童判事と控訴判事については、共同体の施設案内 Les Services de 'Aide a la Jeunesse から得た人数である。

児童福祉施設： 管轄区に設置されて各種の児童援助サービスには6つのタイプの施設がある。これらはいずれも共同体によって認可された非営利民間団体である。以下の設置数は全管轄区の合計。

1)開放的環境における援助機関 services d'aide en milieu ouvert (AMO) : 64 施設

地域社会における子どもとその家族のために予防的援助を行う機関。予防的援助には集団的援助と個別的援助がある。後者は、家庭、学校、地域社会、行政機関、職場、経済活動などにおける問題につ

いて子どもと家族から相談を受け、社会的・教育的な指導と介入を行う。親子関係に介入し、調停と親権行使を支援することもある。

- 2) 博愛的育成扶助機関 *services de prestation éducatives ou philanthropiques* : 13 施設
非行のある少年少女の教護を目的とする施設。裁判所からの委任による。社会への適応と同化を目的とする。
- 3) 里親委託機関 *services de placement familial* : 14 施設
行政措置機関及び裁判所から委任された児童を里親に委託し支援する機関。
- 4) 準後見人支援機関 *services protutelles* : 9 施設
親権を喪失した親の子のために裁判所が指名する準後見人に関するあらゆる情報と準後見人の後見行使と親の権利の回復の可能性に関するすべての情報をコンセイユに報告する任務をもつ機関。
- 5) 子育て指導センター *centres d'orientation éducative (COE)* : 19 施設
地域と家庭において子どもとその家族および子どもを現に養育している家族に対し、社会的、育成的、心理的支援を行う機関。措置機関の決定にもとづいて援助が行われる。措置期間は、最長1年とするが、更新できる。
- 6) 居住型サービス *services résidentiels*: 159 施設
これには、いわゆる養護施設に相当する育成施設の他に短期の保護施設が含まれている。詳細は8章の養護系施設を参照されたい。

児童福祉予算：このような児童福祉体制を整えた共同体の1999年の児童福祉予算は61億8330万ベルギーフランである。その中で居住施設の予算は68%を占めている。これには、養護系施設の外に閉鎖性少年院の予算の含まれるものと考えられる。次いで多いのが里親委託関係の予算である。これは児童福祉予算の約10%に相当し、里親委託機関に支弁されるものと里親家庭に直接支払われるものとに分けて示されている。前者が7.19%、後者が2.16%である。日本では、東京都等の例外を除くと、前者の予算は、国でも地方公共団体でも立てられていない。2002年10月の里親制度改正で初めて里親を支援する専門の職員が非常勤で認められたばかりである。

Budget 1999 de l'aide à la jeunesse		millions	%
1999年度児童福祉予算		100万単位	
Services d'hébergement 居住型サービス		4208,6	68,06%
Services d'aide en milieu ouvert (AMO) 開放的環境における援助機関		432,7	7,00%
Services de placement familial 里親委託機関		444,4	7,19%
Dépenses affectées* 児童福祉セクター及び主に居住型施設の支出		215,0	2,34%
Services agréés par l'ONE 母子寮、未婚の母の家、乳児院等		180,0	2,91%
Centres d'orientation éducative (COE) 子育て指導センター		166,0	2,68%
Familles d'accueil 里親家庭		133,8	2,16%
Dépenses de fonctionnement (secteur public de l'AJ) 行政機関の支出		146,3	2,37%
Services de prestations éducatives et philanthropiques (SPEP) 博愛的育成扶助機関		108,0	1,75%
Divers その他の事業			
Prévention générale 一般予防福祉		36,7	0,59%
Hôpitaux et établissements conventionnés par l'INAMI		15,7	0,25%
Internats scolaires 学校の寮	病院、障害児施設	23,0	0,37%
Formation continuée 継続研修		20,0	0,32%
Services de protutelle 準後見人支援機関		18,7	0,30%
Aides à l'adoption 養子縁組への援助		4,7	0,08%
Autres その他		29,7	0,48%
Total		6183,3	100%

* Une partie des recettes perçues par la D.G.A.J. est affectée aux dépenses du secteur de l'aide à la jeunesse et principalement aux services d'hébergement.

5. 行政的措置と児童裁判所による措置

次に、三つの審判機関における措置に関する規定を見ることにしたい。

(1) 児童援助当局のコンセイユの行う措置

・コンセイユは、管轄区内の子どもと家族からの相談を受け、以下の3つの方法をとる。

一つは、特別援助の対象となる子どもと家族の相談に対して、デクレの枠内または枠外で設置された機関の特定の個人又は適切な機関を紹介・指導するものである（デクレ 36 条§2-1'）。その機関として、特に挙げられているものに、社会福祉公共センター Centres Publics d'aide sociale (CPAS) と児童虐待問題を調査する異職種専門家チームがある。CPAS は、児童社会援助に費やされた費用を払戻すなどの業務を行っている（デクレ 56 条）。

二つ目は、子どもや保護者から求められている援助に対してその手続をとる。

三つ目は、デクレの定める合法的なその他の援助について、法定の基準に従って、CPAS から請求される費用の払い戻しを決定する。

・虐待、窮乏または放任あるいはその疑いがある子どもがいるときは、虐待対応の異分野専門家チームの介入を要請できる（デクレ 36 条§3）。

・社会的援助の介入を必要とする子どもと家族には、各種の援助機関をコーディネートする（デクレ 36 条§4）。

・保護者と子どもあるいは子どもの権利総合代表部 le délégué générale aux droit de l'enfance からの要請によって、児童援助に関わる公私の認可施設または非認可施設に情報の提供を求め、当該児童への援助介入の可能性を問い合わせる。（デクレ 36 条§5）

・デクレ 36 条§2 の措置が十分ではないと判断するとき、児童援助セクターの諸施設の中で必要な期間に適切な援助をするために協力できる機関に援助を委任する。（デクレ 36 条§6）

この援助の決定は、児童とその家族を社会的、心理的、医学的観点から調査し診断した後提案される。その提案に保護者又は14歳以上の子どもの合意が得られ、かつ、その援助に対する協力が得られるとき、援助が決定される。これを合意による援助 l'aide acceptée と呼んでいる。合意が得られないとき、コンセイユは、児童裁判所に強制措置を訴えることができる。他方、14歳以上の子ども又は保護者は、控訴院に不服を申立てることができる。

・親権剥奪のケースでは、1965年の児童保護法第34条に従って、父母または父母の一方が親権を喪失した未成年者の法律的保護がコンセイユに委ねられる、あるいは裁判所によって準後見人 le protuteur が指名される。また準後見人への支援がコンセイユに委任される。フランス語共同体では、これらの子どもに対する援助は裁判所の決定に従って実行される。（デクレ 36 条§7）

(2) 児童裁判所で行う措置 le mesure judiciaire :

児童裁判所において児童問題を専門に取り扱う児童判事（少年裁判官）は、1921年の児童保護法によって初めて制度化された。児童判事は、青少年の軽犯あるいは非行に専門的に関わる役割を負ってきた。1965年の児童保護法は、非行少年の保護と危険な状態にある子どもの育成扶助 assistance éducative を決定する専属的な管轄権を児童判事に与えた。1991年の共同体のデクレでは、さらに、児童判事の2つの権限を明確化した。一つは特別援助を必要とする子どもに強制措置を決定する権限である。もう一つは児童虐待からの緊急保護を許可する権限である。

1) 強制措置の決定

・児童判事による強制措置は、以下の二つの条件を満たすときに決定できる。

① 児童の身体的または精神的完全さが、現実的に著しく損なわれているとき、かつ親権又は監護権をもつ者が、あるいは実際に児童を監護する者が、コンセイユの提案する援助を拒否又はその援助の実行に協力しないときである（デクレ 38 条§1）。

② 児童の身体的または精神的完全さが、児童自身の習慣的行動又は反復される問題行動によって現

実的、直接的に損なわれているとき、児童が深刻な放任・虐待 *maivais traitements* を受けているとき、あるいは保護者からの権利の濫用または性的虐待に直接的および現実的に脅かされているときである。(デクレ 38 条 § 2)

上記の①は、その子どもに要保護性がありながら、保護者又は子どもが援助を拒否あるいは援助に協力の得られないときにとられる措置である。②は、非行が常習化しているとき、あるいは虐待を受けているか、そのおそれのある場合である。

- ・ 強制措置が決定されるときは、以下の三つ方法がとられる。(デクレ 38 条セクション 3)
- a 児童、その家族、拡大家族又はその一人を指導 *directives* する又は育成的支援 *accompagnement à l'ordre éducatif* に服させる。
- b 特にそれが必要な場合、子どもが治療、養育、学校教育又は職業教育を受けられるようにするために、一時的に家庭外に託置する。
- c 17 歳以上の青年には、自立住宅又はスーパーバイズ付住宅に住民登録をさせ住ませる。

2) 緊急保護の許可

緊急保護の許可が児童援助当局のコンセイユから申し立てられたとき、児童裁判所は援助をなお拒否する者に対して更新不可能な 60 日を限度とする仮の監護措置をとることができる。この間、児童判事は強制措置を検討するといわれている。

コンセイユは、児童裁判所から一時保護の許可を得ると、直ちに子どもを保護し、保護者と話し合っ合意による援助を検討する。合意が得られたときは、合意書のコピーを遅滞なく、児童裁判所に書留郵便で送付する。コンセイユは、合意による援助に児童裁判所の承認 *homologation* を得て、措置を実行する。あるいは事前の措置を無効とする。裁判所は、公共の秩序に反しない限り、コンセイユの決定を承認しなければならない。(デクレ 39 条 1 項)。

(3) 控訴院

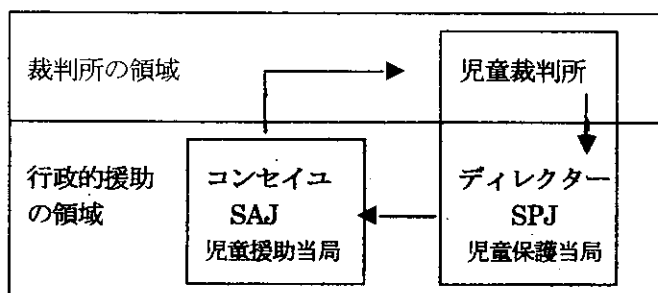
控訴院には、児童問題専門の控訴判事が指名されている。児童問題担当の控訴判事は、児童援助当局の提案する援助に不服申立があるとき、これを受ける。この申立は、保護者又は 14 歳以上の子どもによって行われる。そのとき、保護者又は子どもは、弁護士又は自分で選択した者に同伴してもらうことができる。

調停の結果、新たな措置に合意が得られれば、その援助措置が決定される。コンセイユは決定された援助を実行する。

合意が得られないときは、申立は打ち切られる。その後、コンセイユは児童裁判所に強制措置を申し立てることができる。強制措置を適用しないという合意がコンセイユ及び保護者又は 14 歳以上の子どもの間で得られるときは、コンセイユが事前に提案した援助が実行される。(デクレ 37 条)。

(4) 児童保護当局の措置

児童保護当局のディレクターの第一の任務は、児童裁判所の決定した強制措置を実行することである。この場合、ディレクターは児童判事の決定の範囲で適用方法を柔軟に変更することができる。例えば、ある施設に入所した子どもに、別の施設に、それが適切と判断するならば、保護者の合意を得ることなく変更することができる。



強制措置の期限が切れるとき、ディレクターは、子どもと保護者の合意を得て、新たな援助措置を決定することができる。この合意による援助はコンセイユによって実行される。ディレクターの提案する援助に、保護者又は 14 歳以上の子どもが合意しないときは、再びコンセイユから児童裁判所に強制

措置の申立てが上記の図のように行われる。(デクレ 37 条セクション 4)

6. 措置機関別の措置数

これらの審判機関による年間の措置数を 1997 年から 2000 年間の年間平均でみると、

コンセイユの措置は、10,386 人の児童に対して 17,003 件

ディレクターの措置は 5204 人の児童に対して 7973 件、

裁判所の措置は 2417 人の児童に対し 3985 件であった。(2001 年 DGAJ 活動報告書、表 107)

これから判ることは、フランス語共同体では、年間平均措置数 28,974 件のうち、裁判所による介入が 1 年以上前からあったものが 9189 件 (88.47%) を数える。コンセイユによる最初の提案が拒否されるか、保護者による援助への協力の得られないケースが多数あることを示している。強制措置は短期化されているものの、一時的に裁判所が介入するケースが少なくないことを表している。

他方、控訴院の措置数は 13 人の児童に対して 14 件である。これは、保護者又は 14 歳以上の子どもの不服申立の少なさを表している。

7. 措置の内容

上記の 4 つの機関による措置の内容を 1997~2000 年度の DGAJ 統計でみると、つぎの通りである。

二つの行政措置機関と裁判所が決定した年間平均の措置総数は、28,974 件である。うち、

- ・ 居住施設への入所措置が 15,226 件。これには、いわゆる養護施設のほかに、一時保護や観察指導型施設への短期の措置も含まれている。
- ・ 通所施設への措置が 5189 件。これには COE への措置や AMO への紹介がある。
- ・ デクレ 36 条§2-1°の措置は 3642 件。これは、CPAS や虐待問題専門機関などへの紹介である。
- ・ 調査機関への措置が 1107 件。
- ・ 閉鎖性施設への入所措置が 119 件。1965 年の児童保護法による。
- ・ その他に準後見人の選任 109 件、親権喪失 63 件などが続いている。

8. 養護系施設

ここで養護系施設について簡単に紹介したい。それには以下の 7 つのタイプがある。

1) 居住サービス *service résidentiels*: 特別援助を必要とする児童を集団的に受け入れるいわゆる養護施設。ゼロ歳児を他の年齢層と一緒に受け入れる小人数施設から年長児を受け入れる自立支援型施設など、その機能も規模もさまざまな形態がある。これらの施設では、家庭復帰が積極的に支援されている。125 施設が設置されている。

2000 年度では、年間平均在所日数は 208 日、措置された児童は 3892 人である。

2) ファミリーホーム *maisons familiales*: ファミリー・グループホームか? 13 施設がある。

2000 年度の年間の平均在所日数は 248 日、措置された児童は 110 人。

3) 初回受入れセンター *Centres premier accueil*: 特別援助を必要とする児童を初めて家族環境から離して受入れ、教育する施設。1 か月を期限とし、15 日を 2 回更新できる。2 施設がある。

2000 年度では、年間平均在所日数は 18 日、措置された児童は 231 人。

4) 観察指導センター *centres d'observation et d'orientation*: 特別援助を必要とする障害又は行動的問題のある児童をその家庭環境から離して受入れ、教育する施設。障害の程度を観察して判定し、深く分析する。児童がパニック状態にあるときは、その目的で組織された支援体制で特別な対応をする。在所期間は最長 3 ヶ月、1 か月の延長が 2 回認められる。3 施設が設置されている。

2000 年度では、年間平均在所日数は 64 日、措置児童数は 97 人。

5) 緊急受入れセンター *centres d'accueil d'urgence*: 食住を必要とする子どもをその家庭環境の外で、緊急的、集団的に受け入れる施設。滞在期限の満了時に、実施すべき援助プログラムを作成する。